



# テミス通信

第 48 号 / 2020年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



神戸港

季節は進み、御堂筋の銀杏並木が色づいています。

一步、また一步と、冬に近づいてきました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

「エンパシー」とは、自分が必ずしも賛成できない価値観や意見を持つ人に対しても、その人の立場に立ったらどうだろう？と想像してみる能力をいいます。

英語では、「誰かの靴を履いてみること」(Put oneself in someone's shoes) という表現があるとのこと。(ブレイディみかこ著『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』)

11月は、大阪都構想住民投票から米国大統領選挙と続きましたが、多様性を認める寛容な社会や集団であるためのヒントが、エンパシーにあるように思いました。

2020年最後の「テミス通信 第48号」をお届けいたします。

(佐井恵子)

## お正月休みのお知らせ

少し早いですが、年末年始のお知らせです。

令和2年(2020年)の業務は、12月28日(月)をもって終了いたします。

令和3年(2021年)は、1月5日(火)より通常業務を開始いたします。

年末に完了させたい登記事件のご依頼は、12月18日頃までに。

贈与をお考えの方は、お急ぎ下さい。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

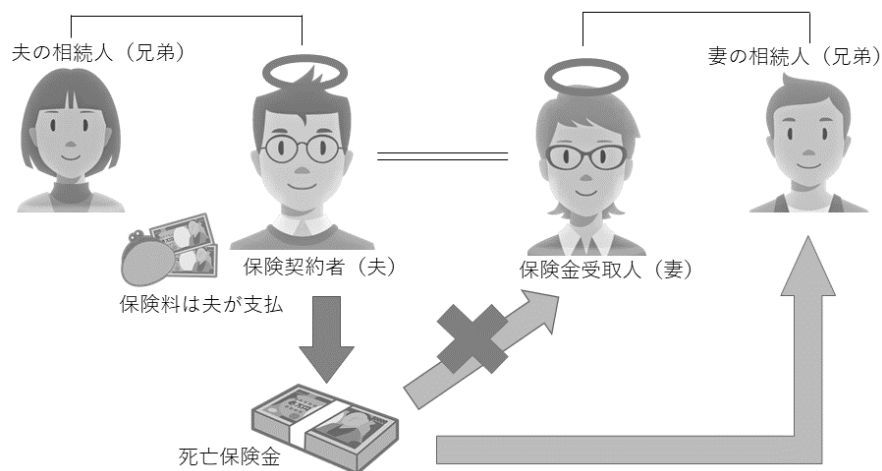


## 生命保険金の受取人と遺言の話し

私たちの暮らしに浸透している生命保険ですが、重要な保険金受取人について、知っておくと役に立つのではないかと思います、記事にしてみました。

### 夫婦が同時に亡くなると・・・

生命保険契約では、契約者＝被保険者（例えば、「夫」とします。）は、保険金の受取人に配偶者（「妻」となります。）を指定するケースが多いと思います。夫の万が一に備えて、残される妻の生活を支えることが目的でしょう。そこで、子どものいないご夫婦の場合を考えてみます。交通事故などで夫婦とも同時に亡くなった場合、その保険金は誰に支払われるでしょうか。結論から言えば、保険金受取人である妻の相続人に支払われます。相続人とされるには相続発生時に生存していなければなりません。夫と妻の死亡の後先が分からないときは、同時に死亡したと法律上推定され、保険金は受取人である妻の相続人、つまり妻の父母あるいは兄弟姉妹が保険金受取人となり、保険金を支払った夫の相続人は保険金受取人とはなりません。



このような場合に備え、夫の相続人に保険金を受け取れるようにしたいと考えるならば、「遺言者（夫）の死亡以前に生命保険金受取人（妻）が死亡していた場合には、受取人を〇〇に変更する。」と遺言することができます。保険事故発生時には、速やかに相続人の一人若しくは遺言執行者から、保険会社に受取人を変更する遺言がある旨を連絡します。

### 妻が先に亡くなると・・・

保険契約者と被保険者が同一人の場合、いつでも保険金受取人の同意なしに変更することができます。保険金受取人が亡くなった後、変更をしないままに保険事故が発生した場合は、保険金受取人の相続人全員が保険金を均等に受け取るため、相続人のうちの一人に受け取ってほしいと思う場合や、受け取る割合を指定したい場合には、契約者は、保険会社に連絡をして変更することができます。また、契約でなく、「保険金受取人を〇〇と変更する。」と、遺言をすることもできます。

なお、保険契約においては約款が重要です。各社HPに保険約款が公開されています。紙の小さい字を読まなくてよくなり、便利になりました。「死亡保険金の受取人の変更」という箇所を確認することができます。なお、保険金受取人の変更に関する保険法の規定は、平成22年4月1日以後に締結された保険契約について適用されるなど、契約日により内容が異なることに注意が必要です。遺言作成に限らず、生命保険金の受取人が誰になるのか等、お気軽にご相談下さい。

（佐井恵子）

## 退職のご挨拶と心に残った事案について～休眠担保権の抹消登記～

事務局の後藤葵です。平成28年9月に入所し、この度私事ですが、どうしてもチャレンジしてみたいことがあり、そのことに専念するため、退職することとなりました。これまでお世話になった皆様には厚く御礼申し上げます。また、これまでも私の挑戦をサポートして下さった佐井先生、山添先生、一緒に仕事をしてくれた事務局のみなさんには感謝の気持ちで一杯です。

退職にあたり、事務所へ復職してからのこの4年間で一番心に残っている事案について、ご紹介したいと思います。

それは、『相続した不動産に明治時代に設定されたままとなっている3つの担保権を抹消したい』というご依頼でした。このような担保権は「休眠担保権」と呼ばれ、すでに弁済等により消滅したであろう担保権であっても、抹消登記が行われていないと、そのままでは売買等の処分をすることができず、不動産の利活用をするにあたり障害となってしまう。このような問題を解決するために、弁済供託利用の特例（不動産登記法第70条第3項後段）を利用して担保権の抹消を簡単に行う制度があります。この特例を利用して担保権の抹消をするにはいくつかの要件があるのですが、今回の案件は、古い登記簿を取り寄せ調べたところ、その要件を満たさなかったため、制度を利用することが出来ませんでした。

そこで、他の手段を検討したところ、当該物件が明治時代に競売にかけられ落札されていることがわかりました。現行法では、落札されれば担保権は裁判所の職権により抹消されることが明記されていますが、落札された当時の競売法では、職権による抹消は明記されておらず、慣習によりなされていたものでした。このような場合「裁判所の職権により抹消すべき」との登記先例を見つけ、裁判所に掛け合いましたが、古い話であるため記録もなく、職権で抹消することはできないとの回答を得ました。

他に時間や費用をなるべくかけずに抹消する方法がないか模索したところ、3つのうち2つの担保権については、担保権者が解散した金融機関であったことから、司法書士が当該法人の清算人に就任した上で依頼者と共同で抹消登記を申請する方法があることがわかりました。管轄裁判所とのやり取りを重ね、2つの担保権については無事抹消することが出来ました。

最後の1件については、担保権が、設定をした金融機関から個人へ譲渡されていたため、他の2件と同じように抹消することが出来ませんでした。担保権者の相続人を調査し、抹消登記への協力を依頼する文書を何度か送り、抹消登記への協力を得ることが出来たことから全ての担保権を抹消し、売買等の処分ができる不動産にすることができました。

今回の事案は関係各所とのやりとりや手続きに時間がかかったこともあり、ご依頼を受けてから完了するまで一年かかりました。しかし、前述の弁済供託利用の特例を利用できるケースであれば、もっと時間をかけずに抹消することもできます。先祖伝来の土地があるという方は、一度登記簿を確認していただければと思います。



(後藤葵)

## 【保存版】会社が保管すべき書類 一覧表

会社法で備置義務のある書類を一覧表にしました。株主や債権者から開示請求がされた場合に、直ぐに対応できるかという視点で、自社の書類保管状況の確認にお役立てください。

		定 款	株主名簿	株主総会 議事録	取締役会 議事録	監査役会 議事録	委員会 議事録
備置義務	本 店	常に	常に	10 年間	10 年間	10 年間	10 年間
	支 店	常に ※2	—	5 年間 ※2	—	—	—
閲覧等	株 主	営業時間内 いつでも可能	請求の理由を 明らかにし、 営業時間内 いつでも可能	営業時間内 いつでも可能	権利行使の ために 必要がある 場合は 営業時間内 いつでも 可能 ※1	①権利行使のため必要 がある場合、 ②裁判所の許可を得て 可能	
	会社債権者	営業時間内 いつでも可能	請求の理由を 明らかにし、 営業時間内 いつでも可能	営業時間内 いつでも可能	①役員の責任追及のため必要がある 場合、 ②裁判所の許可を得て可能		
	親会社社員	①権利行使のため必要がある場合、②裁判所の許可を得て可能					

※1 監査役設置会社（業務監査権限を持つ監査役がいる会社）又は委員会設置会社では、閲覧の前提として、裁判所の許可が必要

※2 支店において、電磁的記録により作成し閲覧・謄写が可能な措置をとっていれば、備置は不要

		計算書類	事業報告	会計帳簿
備置義務	本 店	5 年間	5 年間	— ※3
	支 店	3 年間（写し）	3 年間（写し）	—
閲覧等	株 主	営業時間内 いつでも可能		総株主の議決権又は発行済株式数の 100 分の 3 以上を有する株主は、 請求の理由を明らかにし、営業時間内 いつでも可能
	会社債権者	営業時間内 いつでも可能		—
	親会社社員	①権利行使のため必要がある場合、②裁判所の許可を得て可能		

※3 会計帳簿は閉鎖の時から 10 年間保存義務あり

（山添健志）

## 佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「好きな匂い」



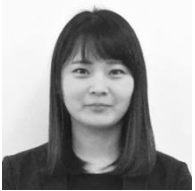
佐井 恵子  
司法書士  
街に漂う金木犀



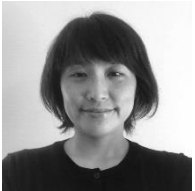
山添 健志  
司法書士  
刷りたての本



佐井 陽子  
事務局  
封を切ったばかりの  
インスタントコーヒー



和田 梢  
事務局  
雨上がりの土



後藤 葵  
事務局  
新築の木の匂い

## 個人事業から法人成り ～合同会社という選択～

### どんな時に「法人成り」する？

個人企業が、会社を設立して事業を法人化することを、「法人成り」と言います。法人成りの動機としては、「会計の明確化による経営合理化」もさることながら、「節税の効果を期待したもの」が多いと思われます。そのため、法人成りのご相談は、所得にかかる税負担を考えて、年間所得800万円を超える頃や、消費税納税義務との関連で、2年前の売上が1000万円を超えた頃に集中します。その他にも、法人でない取引ができない取引先があるといった事情や、銀行からの融資を受けやすいといったこと、また、法人の場合には、社長自身も社会保険に加入できることにメリットを感じているということもあるようです。

司法書士の視点からは、事業を行う中で、こういった事故が起きるかは分かりませんが、会社の場合、損害賠償請求は会社資産に限定されるメリットがあります。個人事業の場合には、個人資産にまで追求されるということ意識しない方が多いように思います。また、「事業承継のしやすさ」もあります。会社の出資を譲渡し、役員を変更するだけで承継は行われ、個人事業に比してずっと容易です。会計帳簿の整備がなされていることも、譲受人にとっては重要な要素です。

### 合同会社の特徴

この「法人成り」の受け皿となる会社として、株式会社の他に、平成18年会社法改正で誕生した「合同会社」があります。最近では、設立される会社のおよそ4分の1が合同会社と徐々に増加しています。その理由として、株式会社と比べ設立費用に14万円程の差があり、設立しやすいということが考えられます。

では、合同会社はどういった会社で、株式会社とはどう違うのでしょうか。合同会社では、業務をする人は出資者でなければならない、株を持たない取締役を選任できる株式会社とは異なります。株式会社では、株主総会で多数決によって決め、議決権は出資額に比例しますが、合同会社は、原則として出資者の全員一致で物事を決めていきます。また、株式会社の役員の任期は原則2年、最長だと10年と定めることができますが、合同会社にはそもそも任期がありません。

このような合同会社は、不特定多数の顧客を相手としない、個人の魅力が前面に出る業種や、子会社やフランチャイズといった事業において、一人会社あるいは少人数の会社には魅力的です。会社が成長して関わる人数が増えると、株式会社に変更することもできます。法人成りにあたり、ルールが明解な株式会社を選択することが多いのですが、事業の内容、事業計画によっては合同会社という選択も提案させていただきます。より多くの方が、法人化のメリットを享受して、事業を伸ばしていくお手伝いできれば幸いです。  
(佐井恵子)



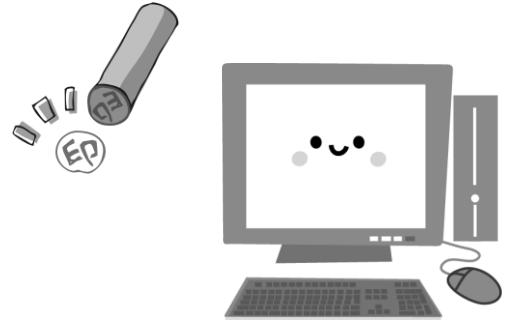
## 定款を見直しましょう

ハンコ不要と叫ばれる昨今ですが、役員株主総会や取締役会への議事録への押印について、電子署名を検討している会社もあるかと思えます。

まずは、自社定款の議事録に関する規定をご確認ください。

『議事録に記名押印する』とある場合は、『議事録に記名押印または電子署名をする』と変更が必要です。

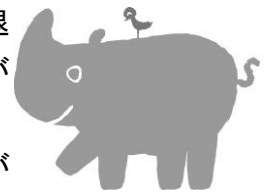
また、電子署名をした議事録を使って登記手続きを行う場合には、利用できる電子署名にルールがあります。お気軽にご相談ください。  
(山添健志)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。Beyond 社会保険労務士法人 香山晃子様、飯田多津子様、株式会社 Be-plannning 磯部佳浩様、門垣佳代子様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

## テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・大阪都構想に対する住民投票の結果、大阪市は存続することになりました。投票率は62.35%、このうち1票でも「賛成」が上回れば大阪市が廃止され、別区設置が決まる所でした。将来に向けて、市民はもちろん、事業所にとっても大きな影響が及ぶ事柄を判断をしたわけですが、「住民投票・過半数」について深く考えさせられる出来事でした。
- ・この夏は、冷房をかけながら窓を大きく開けるという方法で、換気をしていました。冬はそういうわけにはいきませんが、30分に1回以上、数分間程度換気は必要とのこと。これから、どうしたものかと思案しています。
- ・阪神タイガースは、ドラフト会議で一位指名の交渉権を獲得しました。久々の嬉しい結果に、スポーツニュースを梯子しました。シーズンオフは、今季限りで引退する名残惜しい選手もいれば、楽しみな新人も入っての戦力分析に余念がありません。
- ・10年ぶりのカムバックから4年、11月いっぱい、事務局の後藤が退職いたします。ムードメーカーで、粘り強い人です。今号で、めったに遭遇しない事件について記事にしてくれましたが、無事完成させたことに自信をもって目標に向かって行ってほしいです。お仕事をさせていただきました皆さまには、私からも感謝をお伝えいたします。  
(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>